

【別添1】

「京もの担い手育成事業」企画・運營業務 仕様書

1 業務名

「京もの担い手育成事業」企画・運營業務

2 事業期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

3 事業の趣旨

本市においては、伝統産業の振興を図るため、これまで技術継承、商品開発、販路開拓支援など様々な施策を行っており、その成果として、自社製品の開発や海外の販路開拓など、一定の成果を上げる若手の職人が出てきている。

しかし、企業として成長するにあたり必要な、広報、営業、販売、雇用といった経営面のノウハウやスキルの不足により、事業に課題を抱えている職人も多く存在している。

本事業は、伝統産業の未来を担う若手職人が抱える課題を、コーディネーターによる助言の下、学生や社会人のインターンシップ生とともに解決することで、職人がものづくりの技術だけでなく経営能力を身につけると同時に、インターンシップ生が伝統産業の魅力に直に触れる機会をつくり、新たな伝統産業の使い手・伝え手を生み出すことによって、伝統産業を持続可能な産業として発展させることを目的とする。

4 業務の内容

(1) 事業のコーディネート

事業全体の計画を立て、適切に進捗管理を行うこと。

(2) 参画する職人の選定

本市がこれまで技術獲得や販路開拓等の支援を行ってきた若手の職人（※）を対象として5月上旬に開催する説明会において、事業に参画する職人を募集するために必要な協力を行うこと。

また、応募者の中から、意欲があるものの、経営面のノウハウが不足しているために事業に課題を抱えており、支援を希望する職人（2名～3名）を面談のうえ選定すること。

※ 京都市伝統産業「未来の名匠」認定者、「京の伝統産業わかば会」会員、「京ものユースコンペティション」の受賞者のいずれかを想定。（50歳を上限）

(3) 課題の洗い出し等

選定した職人が抱える課題を特定すること。また、職人が抱える課題の解決に必要な知識・スキル等の取得に必要な取組を実施すること。

(4) インターンシップ生募集にあたっての協力

本市が開催するインターンシップ生向けの説明会や大学等への周知など、インターンシップ生の募集に協力すること。

(5) プログラムの実施及び調整

インターンシップ生と職人とのマッチングを行い、職人の課題解決はもとより、インターンシップ生の学びにつながるようなプログラムを企画、実施すること。

また、プログラムの実施にあたり、事業者及びインターンシップ生との調整や連絡を行い、フォローアップできる体制を整えること。

5 業務報告

(1) 定例報告

委託業務の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に本市と連絡調整を行うこと。

(2) 業務完了報告

本事業が終了したときは、事業実績報告書及び収支決算書（経費の詳細がわかるもの）を本市に提出すること。

なお、次年度の募集にあたり当該報告書を活用する可能性がある。

(3) その他

本事業の委託契約締結後、本市から求めがあった場合は、その時点での事業の進捗状況や実績、経費の執行状況について報告すること。

6 留意点

(1) 協議事項

本仕様書に記載のない事項又は本業務の遂行に当たり仕様書に疑義が生じた場合には、受託者は、本市と協議を行い、双方が誠実に対応すること。協議が整わないときは、本市の指示するところによる。

また、本業務の開始から終了までの間、事業の実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に本市と連絡調整を行うこと。

(2) 個人情報等の保護

委託業務の運営を通じて取得した個人情報については、本市個人情報保護条例等に基づき、別紙（個人情報取扱事務の委託契約に係る仕様書）のとおりとする。委託期間終了後も同様とする。

(3) 損害賠償

委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理する。

(4) 著作権

成果物の作成過程で発生した当該業務に固有のアイデア、デザイン等の著作権は全て本市に帰属するものとする。

(5) 引継ぎ

令和7年度と受託者が変わる場合は、前受託者から引継ぎを受け、円滑に業務を遂行すること。

(6) 本事業に係る監査への協力

受託者は、本事業に係る会計検査や業務監査が行われる場合は、契約期間の終了後であっても協力すること。

以上